



平成29年12月21日  
住宅局建築指導課

## 一級建築士の懲戒処分について

一級建築士に対し、建築士法第10条の規定により、中央建築士審査会（12月14日開催）の同意を得て、別紙のとおり免許取消処分（12月14日付け）を行いましたので公表します。

## 一級建築士の懲戒処分について

1 <sup>なかむら</sup> <sup>みつとし</sup> 中村 光利 (登録番号 第110004号)

## ① 処分の内容

免許取消

## ② 処分の原因となった事実

埼玉県内の建築物（13物件（建築確認：平成14年4月（3物件）、8月、9月、10月（2物件）、平成15年2月、4月、5月、7月、8月、11月））について、<sup>せいこう</sup>正光建築設計事務所（埼玉県知事登録第678号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

2 <sup>はしもと</sup> <sup>よしくに</sup> 橋本 佳邦 (登録番号 第141974号)

## ① 処分の内容

免許取消

## ② 処分の原因となった事実

埼玉県内及び千葉県内の建築物（27物件（建築確認：平成14年4月、6月（3物件）、7月、8月、9月（2物件）、11月（3物件）、12月（2物件）、平成15年1月、2月（3物件）、4月（2物件）、5月、7月（3物件）、8月（2物件）、9月（2物件）））について、<sup>あらいひとし</sup>有限会社新井仁建築設計（埼玉県知事登録第7892号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

3 <sup>ささき</sup> <sup>しげる</sup> 佐々木 茂 (登録番号 第149245号)

## ① 処分の内容

免許取消

## ② 処分の原因となった事実

埼玉県内の建築物（12物件（建築確認：平成14年1月、5月、10月、12月、平成15年2月、4月（変更）、5月、7月、10月、平成16年2月（2物件）、8月（変更）））について、建築設計事務所ノア（埼玉県知事登録第982号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

4 <sup>こじま ひさお</sup> 小島 久雄 (登録番号 第161330号)

① 処分の内容

免許取消

② 処分の原因となった事実

栃木県内、埼玉県内及び東京都内の建築物（50物件（建築確認：平成15年12月（2物件）、平成16年1月（5物件）、2月（4物件）、3月（3物件）、4月（2物件）、5月（2物件）、6月（4物件）、8月（2物件）、9月（3物件）、10月（3物件）、11月、12月、平成17年1月（2物件）、2月（2物件）、3月、5月（2物件）、6月（4物件）、9月（3物件）、10月、11月、12月、平成18年10月））について、埼玉県民共済生活協同組合一級建築士事務所（埼玉県知事登録第3103号、平成20年8月1日付け抹消）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

5 <sup>さくらい けんじ</sup> 桜井 健司 (登録番号 第185148号)

① 処分の内容

免許取消

② 処分の原因となった事実

埼玉県内の建築物（17物件（建築確認：平成8年4月、平成9年5月、12月、平成10年1月、3月、6月、7月、8月（2物件）、11月、12月、平成11年2月、6月、7月、8月、平成13年6月（変更）、平成14年12月））について、桜井設計工房（埼玉県知事登録第1712号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第4項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

以上